

インターネット上の著作権侵害対策に関する諸外国調査（結果概要）

文化庁長官官房国際課

調査概要

◆背景・趣旨

デジタル・ネットワークの発展、スマートフォンの普及などに伴い、インターネット上の海賊版の流通手段は、より巧妙化・複雑化しており、権利者による侵害対応が難しい事例が顕在化している。このような侵害事例への対応強化策についての検討が必要である一方、導入にあたっては、インターネットの利用が過度に阻害されないよう、そのバランスに留意することが求められる。

このような状況を踏まえ、今後の我が国における著作権侵害対策に係る検討に資するため、諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策について調査を実施。

◆対象国

アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン

◆調査方法

調査委託先である株式会社三菱総合研究所より、対象国の法律事務所等を通じて専門家や関係団体等へアンケート又はヒアリング調査を実施。

※本報告は株式会社三菱総合研究所が各国の法律事務所等にヒアリング等調査を行った限りにおいての結果であり、法令の解釈や各手法の評価等については多様な見解がある。

主なインターネット上の侵害対策

	手法	内容	具体的な制度・取組例
①	海賊版コンテンツの削除	通信事業者等が、海賊版コンテンツの削除を行う	権利者の削除要請による削除（notice and take-down） 裁判所、行政機関等による削除命令 等
②	検索結果からの削除	検索エンジン事業者が、海賊版コンテンツを含むと疑われるウェブサイトの検索結果を削除する（表示しないようにする）	権利者の削除要請による削除（notice and take-down） 裁判所、行政機関等による削除命令 等
③	個人のインターネット接続の停止	通信事業者が、インターネット上で著作権を侵害している個人について、インターネット接続そのものを停止する。	行政機関等による警告に応じなかった場合の接続の遮断 等
④	ウェブサイトへのアクセス制限	通信事業者等が、海賊版コンテンツを掲載するウェブサイトへのアクセスを制限する	裁判所、行政機関等の命令によるサイトブロッキング、通信事業者によるサイトブロッキング 等
⑤	警告システム	通信事業者が、権利者等と協力し、インターネット上で著作権を侵害している個人に対し、警告状を送付する	通信事業者による個人への警告（notice and notice） 等
⑥	資金源対策	海賊版コンテンツを掲載するウェブサイトや海賊版コンテンツを配信するアプリ等の資金源を断つ	広告の出稿抑制 等
⑦	その他	上記①～⑥以外の手法による著作権侵害対策	ドメインの差押え 等

各国の侵害対策 比較表

◎：制度上の根拠があるもの ○：自主的取組があるもの ×：制度等なし

	手法	アメリカ	カナダ	オーストラリア	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
①	海賊版コンテンツの削除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
②	検索結果からの削除	◎	◎	○	○	◎	× (※)	× (※)
③	個人のインターネット接続の停止	◎	×	◎ (実例なし)	× (施行規則未制定)	◎ (実例なし)	×	×
④	ウェブサイトへのアクセス制限（サイトブロッキング）	× (※)	×	◎	◎	◎	◎ (実例なし)	◎ (実例なし)
⑤	警告システム	× (2013年から2017年1月まで運用あり)	◎	×	○	◎	× (過去にキャンペーンの実績)	×
⑥	資金源対策	◎ ○ (決済サービスの停止)	× (過去にキャンペーンの実績)	×	○ (広告出稿抑止の協定)	○ (広告出稿抑止の憲章、決済サービスの停止)	×	○ (広告出稿抑止のガイドライン)
⑦	その他	◎ (ドメイン差押え)	×	×	×	×	×	◎ (ドメイン没収) (情報提供)

(※) 制度の解釈によっては措置が可能との意見もあるが、実例がなく判断できないため「×」としている。

各手法の主な制度・運用例（1）

①海賊版コンテンツの削除

【ドイツ】

- a) 著作権法に基づき、権利者はホスティング事業者が海賊版コンテンツを削除するよう、差止請求を行うことができる。
- b) 「妨害者責任」が成立する場合、民法典を援用して、権利者は、ホスティング事業者が海賊版コンテンツを削除するよう、差止請求を行うことができる。

※例えば、動画投稿サイトの運営者に対しては、侵害行為の行為者としての責任を問うことができない場合でも、当該サイトにおいて海賊版コンテンツが投稿・配信されていることについて、「妨害者責任」を問うことが可能とされている。

- c) テレメディア法に基づき、権利者はホスティング事業者に通知することによって、事実上、海賊版コンテンツの削除を求めることができる。

※テレメディア法では、ホスティング事業者が違法コンテンツを認識した場合、遅滞なく削除等の措置を行うことで免責されるため、権利者からの通知を受けた際、ホスティング事業者は当該コンテンツの削除等を行うことになる。このような仕組みにより、権利者はホスティング事業者に通知することで、事実上、海賊版コンテンツの削除を求めることになる。

権利者からは、差止請求は海賊版コンテンツ配信数の減少につながっていると評価されている。また、差止命令により、将来にわたっての監視義務がホスティング事業者に課されることとなり、これを事業者が怠った場合には直接訴える材料にもなり得ることから、地道な訴訟の積み重ねが重要な役割を果たすとされているが、当該義務は通信事業者に大量のコンテンツデータをすべて監視させることとなるため、非常に大きな負担になるとの指摘もある。

【カナダ】

著作権法に基づき、権利者は、海賊版コンテンツを掲載するウェブサイトについて、当該コンテンツ掲載の差止請求を行うことができる。

なお、ウェブサイトが意図的かつ商業的な目的で著作権侵害を行っている場合には、ウェブサイト自体の運営について差止めができると判断された例もある。（*CRIA v. IsoHunt*事件）。

②検索結果からの削除

【フランス】

著作権法に基づき、権利者は、侵害コンテンツを掲載するウェブサイトの検索結果からの削除について、検索エンジン事業者に対する措置命令を求めることができる。その際、対象ウェブサイトが国内に蔵置されているか否かは問われない。

なお、検索エンジンのサジェスト機能による検索ワードを削除対象とした最高裁判決も出されている。（*SNEP v. Google France*事件）

権利者は、海外の海賊版サイトに対しては差止請求等が困難であるため、本手法が有効かつ重要であると考えているほか、検索エンジン事業者がより厳格な監視を行うことが望ましいとも考えている。一方で、検索結果からの削除を行っても、海賊版サイトがドメイン変更等を行うことにより実質的に回避できるとの指摘もある。

各手法の主な制度・運用例（２）

③個人のインターネット接続の停止

【アメリカ】

著作権侵害を繰り返し行うユーザーについて、権利者は、著作権法が定める「Notice and take-downスキーム」によって、事実上、ISPに対し当該ユーザーのアカウント停止を求めることができる。

※ ISPが著作権法に定めるセーフハーバー条項による免責を受けるためには、①繰り返し著作権侵害を行う加入者およびアカウント保有者について、しかるべき条件の下で契約を解除する運営方針を定め、それを合理的に実行すること、②加入者とアカウント保有者に通知していることが必要であるとされている。このような仕組みにより、権利者は事実上、ISPに対して著作権侵害を繰り返し行うユーザーのアカウント停止を求めることができる。

なお、ISPが定める運営方針については、いわゆる「スリーストライク」方針が合理的とされていることから、複数のISPで当該方針が採用されている。繰り返し侵害行為を行う者への対策としては最も現実的アプローチと考えられている一方で、何をもって「ストライク」とするかについてはISPによって幅があることから、運用面に課題があるとの指摘がある。

【フランス】

2009～2010年に制定された、通称HADOPI法及びその刑罰を定めるデクレにより、①インターネットを利用して著作権を侵害した場合、②インターネット回線の契約者が第三者により自身の契約回線が著作権侵害に利用されないようにする注意義務に違反した場合、について、補充刑として、インターネット接続の停止（①は最長1年、②は最長1か月）を科すことができることとされた。

アクセス停止期間中は、利用していたインターネットサービスのみならず、他のオンライン通信サービスの契約も禁止されることとなる（2015年の時点で適用事例はない。）。

②については、注意義務違反が確認された契約者に対して3段階にわたる勧告（スリーストライク）を行い、それでも契約者が適切な措置を取らなかった場合には、当該契約者にインターネットアクセスの停止を科すことができるものであったが、契約回線を悪意のある第三者に不正利用された者に対してもアクセス制限措置が科される恐れがあるほか、著作権侵害行為への制裁措置としては厳しすぎる、ストリーミングなどダウンロード以外の行為は対象外であるため実際の効果は不明である等の意見があった。その後、2013年のデクレによって、②の運用は事実上停止されており、現在のスリーストライク制度では、主刑（罰金刑）のみを科すことができる。

各手法の主な制度・運用例（3）

④ウェブサイトへのアクセス制限

【オーストラリア】

著作権法に基づき、権利者は、ISPが国外のサーバに蔵置されたウェブサイトへのアクセスを無効にするための合理的な措置を取るよう、差止請求を行うことができる。（本手法の対象は国外に蔵置されたサーバに限定される。）

本制度は、国外サーバに蔵置された海賊版サイトについては、既存の手法での対応が困難であることを理由として、権利者団体が強く要望・推進したことによって、2015年の著作権法改正で導入された。（法案への意見招請では、言論表現の自由への影響、ブロッキングの有効性への疑問、オーバードロッキングの可能性等の懸念を示すものもあった。）

2016年12月には、著作権法に基づきアクセスの無効化を認める最初の判断が出された。（Roadshow Films Pty Ltd v Telstra Corporation Ltd事件）

制度導入から期間があまり経っていないことから効果は明らかではないが、技術的に回避することまでは規制されていないことから、実際に個人利用者によるブロッキング回避も既に行われており、効果がないとの指摘もある。

【イギリス】

著作権法に基づき、権利者は、ISPが侵害コンテンツを掲載しているウェブサイトへのアクセスを停止するよう、差止請求を行うことができる。

アクセスブロッキングの方式としては、DNS方式、IPアドレス方式、URL方式など、各ISPが保有するシステムによって異なる。

権利者は、海外の海賊版サイトへの対策としては好意的に評価している。ただし、裁判所命令を得るためのコストと時間がかかることから、費用対効果の観点から大規模なサイトへのみ対応を取ることが一般的である。一方、ISPからは、ブロッキングの効果に対する疑問や、さらには、技術的回避のためのツールが出回ることによる児童ポルノのブロッキングへの悪影響についての懸念が示されている。

各手法の主な制度・運用例（４）

⑤警告システム

【カナダ】

著作権法に基づき、権利者が海賊版コンテンツが配信されている旨ISPに通知し、ISPは当該コンテンツ配信者に対し、警告を行う（notice and noticeスキーム）。その際、ISPは、警告を送った先（海賊版コンテンツ発信者）の身元に関する記録を、権利者からの通知があった日から6か月間保管する必要がある。

この仕組みでは、権利者が侵害者を特定することなく警告を送ることができる。

なお、本手法は2006年からISPと権利者団体間の自主的取組として行われていたが、双方の承認を得て、2012年に法制化されたものであり、ISP、権利者ともに、本制度の仕組みについて不満はないとのことである。

【アメリカ】

自主的な取組として、権利者団体とISPとの間で締結された覚書に基づき、Copyright Alert System（CAS）が導入されていた。

※ CASは2013年から2017年まで約4年間運用された後、運用を終えている。

本取組は、①権利者が著作権侵害を行っているIPアドレスをISPに通知、②ISPにおいて加入者を特定し警告（警告は5回にわたって行われる）、③ISPは、当該加入者が警告に対応しなかった場合には、インターネット回線の速度を低下させる、一時的に警告表示ページへのリダイレクトを行う等の措置を取る、という仕組みになっている。

CASによる警告送付はスリーストライクにおける「ストライク」にカウントすることができ、またCASの運用によりISPはセーフハーバーによる免責条件を満たすことができることから、権利者、ISPともに本手法は合理的であると評価している。

なお、CASを運営していたCCI（Center for Copyright Information）は、その運用終了に当たり、正規コンテンツの入手可能性やオンライン侵害に関わる課題について多くの消費者を啓発した、と総括している。

各手法の主な制度・運用例（5）

⑥資金源対策

【イギリス】

自主的な取組として、ロンドン市警知的財産犯罪ユニット（PIPCU）、権利者団体、広告事業者団体が連携し、「クリエイティブ作戦及び侵害ウェブサイトリスト（Operation Creative and Infringing Website List）」と呼ばれる取組を行っている。

本取組は、①権利者団体が著作権侵害を行っているサイトを特定し証拠とともにPIPCUに提供、②PIPCUは受け取ったリストに基づき侵害の有無を確認、③著作権侵害が確認できたサイトについて侵害サイトリスト（IWL）を作成し広告事業者に共有、④広告事業者はIWL掲載サイトへの広告出稿を停止する、という仕組みになっている。

なお、IWLプロジェクトが始まった2013年以降2015年までに、IWL登録サイト上の広告が73%減少したとの報告もある。

【アメリカ】

自主的取組として、主要な決済サービス事業者が権利者からの通知に基づき、海賊版コンテンツ掲載サイトにおいて決済サービスが利用されている場合、当該サービスを停止するという取組を行っている。

⑦その他（ドメインの差押え）

【アメリカ】

PRO-IP法（包括的模倣品・海賊版対策法）により改正された刑法および刑事訴訟法に基づき、アメリカ国内で管理されているドメインを対象として、著作権侵害を行っているウェブサイトについて、移民税関執行局はドメインを差し押えることができる。

本制度では、①移民税関執行局内に設置されたNIPRCC（全米知的財産権調整センター）が著作権侵害を行っているウェブサイトのドメイン登録を確認、②政府が差押令状を発行しドメインを差し押え、権利を政府に移す、③政府は執行時から60日以内にドメイン所有者に通知を送り、所有者は通知から35日以内に政府に異議申し立てを行うことができる、という運用がなされる。

NIPRCCは、2010年から2014年にかけて、2,713件（主として商標権侵害）のドメインを差し押さえている。一方で、移民税関執行局によるドメインの差押えは、法的な権限を越えて過度に広範であるとの指摘もある。

評価

①海賊版コンテンツの削除：

各国において基本的には効果があると評価されている。ただし、ISPからは、権利者からの通知の自動化により負担が増加しているとの意見がある。また、権利者からは、侵害コンテンツのモニタリングに係る負担や同一の侵害コンテンツの再アップロード防止までは求められないこと等について不満も挙げられている。

②検索結果からの削除：

制度として導入されている国においても、実際に適用されている事例が少なく、現時点での評価は困難。

③個人のインターネット接続停止：

適用例のあるアメリカにおいてはあまり問題視されていないとのことだが、その他の国では個人への対応策としては制約が大きすぎることを懸念する意見が権利者からも出されており、営利目的の大規模な侵害活動に重点を置くべき、個人への対策としては啓発活動が重要、などの意見がある。

④アクセス制限（サイトブロッキング）：

権利者からは、侵害コンテンツが海外サーバに蔵置している場合など差止等手段での対応が困難な場合には重要な手法であるとの評価がある一方、ISPや言論・表現の自由を重視する立場からは、安易に認めるべきではないとの意見もある。また、ドメインやURLの変更等により技術的に回避されやすく、効果については権利者、ISP双方から疑念が示されている。

⑤警告システム：

導入されているカナダにおいては、通信事業者、権利者ともに基本的に評価している。なお、未導入の国においては、コスト負担面での課題や、回線容量の制限等警告だけにとどまらない対策の導入などの意見が出されている。

⑥資金源対策：

自主的な取組を中心に導入されてきており、権利者からも効果的な取組として評価されている。広告については、広告主としても、海賊版サイト等に自社広告が表示されることはデメリットであるという認識が浸透しつつあるとのこと。

⑦その他（ドメイン差押え）：

導入しているアメリカでは、多くのサイトに実際にアクセスできなくなっており、効果が上がっているとの評価もある一方で、法学者からは法的権限を越えているとの意見もある。